

## 県道の路線の廃止について

県道の路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第7条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

廃止する路線

路線名	起 点
	終 点
鏡原増原線	宮古島市平良字下里
	宮古島市平良字東仲宗根添
川満山中線	宮古島市下地字川満
	宮古島市平良字下里
野原越七原線	宮古島市平良字西里
	宮古島市平良字下里

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

県道の路線を廃止するには、道路法第10条第3項において準用する同法第7条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。